

オンラインゲームでの課金に要注意!

母からオンラインゲームの課金で20万円も請求されていると怒られた。スマホでゲームをしているときに有料のアイテムが欲しくなり、母のクレジットカードの番号を入力して課金した。その後はアイテムを手に入れるときにカード番号を入力する必要がなかったので無料だと思っていた。20万円全額支払わないといけないうか。(10代男性)

【アドバイス】

●支払い金額はゲーム会社との交渉になります

未成年者が親権者の同意なしに行った契約は、原則取り消すことができます。ただし、オンラインゲームの場合、本当に未成年者が利用したかの事実関係を証明することが難しく、取り消しが認められるとは限りません。

また、クレジットカード支払いの場合はカードの管理責任なども問われるので、全額取り消されるとは限りません。

●クレジットカードの取り扱いに注意しましょう

一度、クレジットカード番号を入力すると、スマートフォンにカード番号が記憶され、次回からは番号を入力せずに有料アイテムを入手できる場合があります。

両親のクレジットカードを勝手に使わないなど、親子でクレジットカードやゲームの使い方などを話し合い、トラブルに巻き込まれないようにしましょう。

●不安や疑問を感じたら相談しましょう

少しでも不安や疑問を感じた場合は、家族や周囲の人、消費生活センターに相談しましょう。

二セ電話詐欺に要注意!

戸畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン ☎^い188 (あなたの地域の消費生活センターにつながります。)
福岡県警察相談窓口 ☎#9110 (24時間対応)



まもりん



まもりん